中国経済情報レポート（H27 年度　Vol.1）

○一部地区、最低賃金水準を公布

4 月に入って、北京、上海、天津などの 11 地区は 2015 年の最低賃金水準を相次いで公布した。

北京は月給で 1560 元から 1720 元へ、上海は 1820 元から 2020 元へ、天津は 1680 元から 1850 元へ、それぞれ引上げた。内陸部にある甘粛省は 1350 元から 1470 元にした。金額ベースで見ると、最高位は月給で深セン市の 2,030 元、時給で北京の 18.7 元である。

一方、上海と北京は「個人が納付すべき社会保険料と住宅積立金」を雇用主の別途負担としたため、正味の手取り分が最も多くなっている。また、全国総工会の発表によると、最低賃金水準の引上げ幅が 2011 年（22%）から昨年（14%）へ逐年縮小の傾向で、今年は基本的に 10%前後に留まる見通しである。

○大卒生の月給期待額は 8000 元以上

大学卒業シーズンを前に「人人網」が行なった大学生就職意識調査によると、今期の大卒生の内、約 50%が未だに就職内定がなく、就職圧力は依然として大きいものの、賃金処遇への期待値は高い。全国範囲の調査対象者の内、月給額を 8000－10000 元と期待する比率は 4 割を超えた。

就職趣向としては、国有企業が最も人気があり、その次に外資系、民間企業が、公務員は 4 位に後退した。就職地の選択志向は、北京、上海、広州等の「1 線都市」が 60%強、「2 線都市」または「沿岸部」が 37%強となった。

○2014 年、食品輸入高が 482 億ドル、10 年で 4 倍以上増加

中国質検総局は、「2104 年全国輸入食品品質安全状況」と題した白書を発布した。輸入食品への需要は、国民生活水準の向上にしたがって逐年増加してきた。

2014 年、中国の食品輸入総額は 482.4 億米ドルに達し、10 年間で 4 倍余りの増加、年間平均で 17.6%の増加となった。そのうち、大口の輸入品目として、食用植物油（854.1 万トン）、ミルクパウダー（149.9 万トン）、肉類（279.2 万トン）、水産品（334.8 万トン）が上位を占めている。主要な輸入先は EU、アセアン諸国、ニュージーランド、アメリカ、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ロシア及び韓国である。

○6 月から、外資系企業が外貨の人民元交換を自主決定

外為管理総局は、6 月 1 日から外国投資企業の外貨資本金を自主決定によって人民元に両替できる管理体制を実施すると通知した。

今まで、投機的外貨交換を防ぐ目的で、外国投資企業の資本金となる外貨は支払いの時だけ人民元に両替できる「支払両替制度」を実施してきた。企業にとっては、為替運用の権利を制限され、継続的元高トレンドによる為替ロスのリスクを被る。今度の制度見直しによって、企業は外貨の資本金を払い込んだ後、人民元に両替か否か、または両替のタイミングを自主決定できるほか、両替した人民元の使途も拡大される。

○自由貿易区への外国投資案件、届出管理制度へ移行

商務部は 2015 年 12 号公告で、「自由貿易試験区外国投資届出管理弁法（試行）」を発布

した。

「弁法」は、上海市人民政府が2013年9月に発布した「中国（上海）自由貿易試験区外国投資企業届出管理弁法」を土台として、一部内容を見直したものである。主な変更内容は以下の4点である。

1）外資系企業の契約、企業定款の届出を企業設立または変更の必需登記事項から除く。

2）企業情報の報告制度を導入し、自由貿易区内外の外資系企業はすべて年度報告の義務を履行すべきである。

3）外資系企業への監督、検査の要求を具体化し、検査機関、方式、内容及び問題発見時の処罰措置を明記した。

4）外資系企業の信用記録システムを構築し、各行政部門が届出及び信用記録の情報を共有する。

○国務院、インフラ施設及び公共事業のFC経営管理弁法を採択

4月21日に開かれた国務院常務会議では、「インフラ施設及び公共事業フランチャイズ経営管理弁法」を採択し、エネルギー、交通、水利、環境保全、都市ユーティリティー及び公共事業分野で、FC 経営の展開を承認した。民間資金を導入して、公共事業の財源を拡大し、独占の現状を打ち破り、運営効率及びサービス意識を高める狙いと見られる。

「弁法」によると、すべての国内外の法人またはその他の組織が公開競争を通して、一定期限及び範囲内で、インフラ及び公共施設の投資や建設及び運営に参与して利益を得ることが認められる。同時に、政府はFC経営の協議内容によって、必要な財政補助金を給付し、立地計画、土地収用、案件承認などの手続きを簡素化する。

政策性、開発型金融機関は差別化の融資支援を提供し、貸付期限は最長30年間とするなど、行政及び金融による支援方針を明確にしている。

○5月1日から、レアアースの輸出関税を撤廃

財政部は国務院の批准を得て、5月1日から一部産品の輸出関税を調整し、そのうち、レアアースの関税は撤廃すると通知した。関税廃止品目はネオジム、ジスプロシウム、テルビウム等のメタル及び酸化イットリウム、フッ化ジスプロシウム、炭酸ランタン等の化合物を含む55種類である。今年の1月に商務部がレアアースの輸出割当制度の廃止を通告した頃から、関税撤廃は既に視野に入っていた。輸出割当及び関税の撤廃はレアアースの輸出を促進し、需要の増加に役立つものと見られる。

○5大経済圏、「通関一体化」を実現

北京税関は、5月1日からシルクロードベルト地域及び東北地区における「通関一体化」の実施開始を発表した。山東、河南、山西、陝西、甘粛、寧夏、青海、新疆、チベットが実施対象となっており、同地域に所在する青島、済南、鄭州、太原等の税関は、統一した基準に基づき便利で高効率な通関作業を以って、日本・韓国及びヨーロッパ諸国への物流の円滑化を図ろうとする。それを以って、北京・天津・華北、長江経済圏、グランド珠江区域などを含め、中国5大経済圏の「通関一体化」は全土を覆うことになった。

○春季広州交易会、輸出成約高が4期続きで低下

第117回中国進出口商品交易会は5月5日に閉会した。主催者の発表によると、来場バイヤー数が18万4801人、輸出成約高が1,720億9600万元となった。来場者と輸出成約高は第113回以来、4期続きの減少となった。

今年の 1-3 月、中国の輸出入総額は 5.54 億米ドルで、前年同期比 6%減となったため、対外貿易のバロメーターと称される広州交易会は特別に注目される。発表によると、来場者は前期に比べて、欧州は 17.9%、日本は 11.9%、それぞれ減少した。

一方、中国が推進している「シルクロード及び洋上シルクロード」に関わる諸国への誘致を強化したため、同地域からの来場者は延べ 8 万人を超え、前期比 0.8%増加した。そのうち、インド、パキスタン、バングラティシュなどが同 30%増となった。

○第 1 四半期、国有企業は前年同期比 8%減益

財政部は、今年の 1-3 月における全国の国有及び国有資本支配企業（以下、「国有企業」と略称）の運営状況を披露した。

1）売上総額は前年同期比で 6%減少し、うち、中央企業が同 7%減、地方企業が同 4.2%減となった。

2）営業コストは 5.1%減少し、内訳で販売費用（2.9%減）、管理費用（2.3%増）、財務費用（7.3%増）となった。利益は同 8%減少し、内訳で中央企業は同 9.9%減、地方企業は同 0.4%減となった。業種別の収益状況を見ると、電子、建設、不動産、電力、軽工業は利益増加幅が比較的に大きく、石油、建材、化工、機械は利益減少幅が大きく、鉄鋼、非鉄、石炭、石油化学は赤字だった。

○今後 5 年間の新エネルギー車への補助金政策を発表

財政部、科技部、工業及び情報部及び発展改革委は 5 ヶ月間の意見募集を終えて、共同して「2016-2020 年新エネルギー自動車応用推進への財政支持政策に関する通知」を発布した。

2016 年から、政策に合致した新エネルギー自動車の購入に際して、2.5 万から 60 万元までの財政補助金を受ける。補助金は消費者へ支給される仕組みであり、「新エネルギー自動車応用推進プロジェクト推薦車種目録」に掲載される純電気自動車、プラグイン式ハイブリッド車及び燃料電池自動車が対象とされる。ただし、燃料電池自動車を除くその他の車種は、補助金基準を 2016 年度のベースから年度別に調整し、2017-2018 年は 20%、2019-2020 年はさらに 40%引き下げる。

○東営総合保税区を承認、上海と同格の税制・為替政策が適用

国務院は、山東省東営市に総合保税区の設立を承認した。保税区は、既存の東営港経済開発区の中核地帯に位置し、北に近代物流産業区、西に生態化工産業区、南に開発区の CBD と接し、保有面積は 3.1 平方キロメートルと計画される。主な産業は保税倉庫及び物流を始め、石油装備及びゴム･タイヤ産業の国際貿易、ファイナンス・リース、研究開発、メンテナンス、検査測定などの保税サービス事業としている。税制、通関及び外為管理は上海市の洋山保税港区と同等の取扱いが適用される。

○6 月 1 日から、一部消費財の輸入関税を大幅引き下げ

財政部は、国務院常務会議の決定に基づき、6 月 1 日から国内消費者に大量需要がある一部日常消費財の輸入関税を引き下げると公告した。対象品目は、アパレル、履物、スキンケア、紙おむつなどで、関税率を平均 50%以上も引き下げる。

具体的品目として、スーツ、毛皮アパレルは従来の 14～23%から 7～10%、紙おむつは 7.5%から 2%、スキンケアは 5%から 2%とした。大幅な輸入関税の引き下げは、輸入促進によって消費者の需要を満たし、貿易バランスの改善に役立つ。一方、正規な貿易企業

と並行輸入及び個人輸入代行事業者との競争激化が予想される。

○改訂版の「食品安全法」、健康食品の規制を一層厳しく

新規改訂した「中華人民共和国食品安全法」は 12 期全人代の第 14 回常務委員会会議によって採択され、10 月 1 日から施行される。健康食品、特殊医学用途配合食品、乳幼児向け配合食品については不法な生産、経営、添加物使用、宣伝などを制止するための監督管理の強化を図った。

その中、健康食品は、健康維持の機能をアピールする場合、科学的根拠を有し、人の身体に急性、亜急性または慢性の危害をもたらしてはいけない。また、健康食品に使う原料の目録及び消費者へ PR できる健康機能の目録は政府主管機関が制定して公布するものと規定した。

そのほか、健康食品のラベル、取扱説明書についても、病気予防や治療などの記載禁止、適正対象と不適対象の明示、効能成分及びその含有量の表示、「医薬品に代替不能」という注意書きの記載義務など、規制を一層強化した。

○製造業の長期発展計画を発布、9 大戦略目標を目指す

国務院は、「中国製造 2025」を発布し、製造強国を目指して長期戦略を推進する。2025 年までは、製造強国の行列入りを狙う。そのため、創造能力の向上、情報化と工業化の融合、工業基盤の強化、品質及びブランド力の確立、環境配慮型製造の推進、重点分野の突破、製造業構造調整の推進、製造業向けサービス業の発展促進、国際化の水準向上等を戦略目標として掲げている。

その中、「重点突破」を狙う産業分野として、次世代情報技術産業、高度化数値制御工作機械とロボット、航空・宇宙装備、海洋エンジニアリングプラント及びハイテク船舶、先鋭な軌道交通設備、省エネ及び新エネルギー自動車、電力設備、農機、新素材、バイオ医薬及び高性能医療機器が取り上げられている。

○薬品の価格統制を大幅緩和

「薬品価格改革推進の意見」は 6 月 1 日から正式に施行された。麻酔及び第一類精神系薬品を除いたすべての薬品は政府定価を廃止した。2000 余種の医療保険対象薬品は保険給付基準を制定し、200 余種の特許薬品や企業独自生産の薬品は、関係各方が公開透明な交渉を通じて価格を定める。医療保険対象外の血液製品、国による統一調達の予防免疫薬品、無料提供のエイズ治療薬品と避妊薬品は入札購買または交渉合意の仕組みを導入する。

○国務院、クロスボーダー電子商取引の促進措置を発布

国務院弁公室は「クロスボーダークロス電子商取引の健康快速発展を促進する指導意見」を発布し、税関管理措置の改善、検疫検査管理の完全化、輸出入税収政策の明確化、電子商取引支払決済の管理改善、財政金融支援を含む 5 項目の支持措置を打ち出した。また、電子商取引を利用した企業の対外貿易への支持、実力ある企業の拡大、強化への奨励、共通したプラットフォームや総合的貿易サービス企業の育成、海外有力企業との提携協力の奨励などを明記した。

商務部のデータによると、クロスボーダー電子商取引に携わっている経営者の内、中小企業と個人が 90%以上を占めている。

○企業登記証書の簡素化を 10 月から全面実施

国家工商総局の幹部は、企業登記証書簡素化の制度は 10 月 1 日から全面実行すると明言した。今まで、企業設立・登記に際しては工商、質検、税務の 3 部門からそれぞれの証書を発行されている。

10 月以降、工商行政部門は社会信用コードを内蔵した営業免許を一本化して発行する。行政手続きの簡素化によって、企業設立のハードルを下げ、行政機関や銀行間の情報共有も実現するため、市場の活性化に拍車がかかる。

○質検総局、昨年の輸出貿易で 755 億ドルの直接損失

国家質検総局のスポークスマンは、同局が行ったアンケート調査の集計結果として 2014 年に中国輸出企業が海外の技術的障壁措置の影響を受けて、年間 755.2 億米ドルの直接損失を被って、前年比で 93.3 億ドル増加し、同期輸出総額の 3.2%を占めると発表した。

また、中国企業の輸出にマイナスな影響が大きい上位 5 カ国・地区は EU、アメリカ、アセアン、南米州、日本であると指摘し、主な障壁として、認証要求、技術基準要求、ラベルや表示の要求、包装及び材料の要求、工業製品に含まれる有毒有害物質の限定量要求、農産物の農薬残留量、重金属等有害物質の限定量、微生物指標、加工工場・倉庫の登記要求及び食品ラベルの要求などを取り上げた。

○輸入自動車、10 年ぶりの需給落ち込み

中国自動車流通協会が発表したデータによると、今年の 1-4 月、自動車の輸入台数が前年同期比 19.9%減少、輸入車のナンバー登録数が同 6.7%減少し、そのうち、4 月は同 9.7%の減少となるなど、輸入自動車は 10 年ぶりに需要と供給が共に落ち込んだ。業界筋は「在庫消化の段階に入った」と見ている。

また、需給ともに減少した背景として、経済成長減速のほか、腐敗退治の強化による高級消費の抑制、消費理念の変化、自動車燃費規制、一部都市での自動車購入制限、一部車種の国産化などがあると分析される。

○10 月から、労災及び生育保険金の納付率を引き下げ

国務院常務会議は企業負担の軽減を図るため、10 月 1 日から、労災及び生育保険金の納付率を引き下げると決定した。労災保険金の納付率は従業員賃金ベースの 1%から 0.75%に引き下げ、また業種別のリスクに応じて個別企業による加減を認める。生育保険金率は従来の上限 1%を同 0.5%に引き下げる。その実施によって、企業が年間合計で 270 億元のコストダウンが見込まれる。

○32 都市の主要業種月給平均値、北京が 7873 元でトップ

人材派遣専門業者である「智聯招聘」は第 2 四半期の「中国雇い主とホワイトカラー人材供給報告」を発布し、全国 32 都市の主要職種の月給水準を披露した。それによると、北京は 7873 元でトップを占め、上海（7546 元）、深セン（6935 元）が続く。また、東部沿岸都市である杭州、蘇州、寧波、無錫及び西部地域の重慶と成都は上位 10 の行列に入った。

○上海自由貿易区、1-5 月の外資導入が急増

上海自由貿易区の発表によると、今年の 1-5 月、新規の外資進出案件は 1262 件、前年同期比 48.6%増加し、契約ベースの外資導入金額は 235 億米ドルで、約 5 倍の増加とな

った。
　サービス分野の対外開放が一層拡大し、規制緩和措置の実施にしたがって、エンジニアリング設計、旅行代理店、付加価値通信業務、ゲーム・遊戯機器の生産販売、出演斡旋、船舶管理等の進出案件が多数設立されている。また、研究開発のプラットフォームや投資ファンドなどの新しい事業モデルも次々と創出されている。

○上海自由貿易区。出入国の便利化措置を発表

　公安部は、上海市の「グローバル科学技術創新中心建設」と言う事業計画への支持として、出入国便利化の政策を発布し、7月1日から実施に入った。それを受けて、上海浦東公安分局と同区商務委員会は、上海自由貿易区に入居した個人、企業に向けて、更なる便利化の措置を制定し発布した。
　外国籍人員が1年以下のビザ、居留許可を申請する場合、今まで上海市商務委員会または外事弁公室が発行の証明書に代わって、自由貿易区管理委員会が発行した証明でも可能とした。また、企業向けの特別処理手順を設け、緊急事項に伴う出入国の申請は特例扱いで対応し、2日間以内に完結する。自由貿易区の企業に勤務する外国籍高級管理職は、最長5年間まで居留許可を取得できる。同区内に勤続3年以上の外国籍職員は直ちに2年期限の就職居留許可を取得できる。自由貿易管理委員会の招へいに応じて、ビジネスや交流を目的に来訪する外国人には2年以上、5年以下のマルチ訪問（F）ビザを発給する

○北京と上海、外国人の出国時税還付を試行

　7月1日より、北京及び上海は、外国人出国時税還付の試行を実施した。2011年に試行開始の海南省に加えて、試行都市が3箇所になった。
　上海市政府は第一段階として、浦東国際空港及び虹橋国際空港の税関及び市内主要商店街や観光スポット及び外国人集積エリアにある27の店舗を税還付の取扱対象に指定した。税還付の条件として、中国における連続滞在日数が183日未満の外国人または香港・マカオ・台湾人で、同日に、同一の指定商店での免税商品購入額が500元を超えた場合、11%の税還付が申し込める。出国日は商品の購入日から90日間を超えず、商品は未使用の状態でなければならない。還付の通貨は人民元で、還付金額が1万元以下の場合、現金または銀行カードを自由に選択でき、1万元を超えた場合、銀行の振り込みによる。

○上半期、貿易総額6.9%減少、輸入減が重りに

　税関総署は、2015年1-6月の貿易実績を発表した。輸出入総額は前年比6.9%減の11兆5300億元、内訳で輸出は同0.9%増加の6兆5700億元、輸入は15.5%減少の4兆9600億元、収支バランスは1兆6100億元の黒字で、同期比1.5倍拡大した。国別の輸出は、アメリカ、アセアン、インド向けが増加し、EU、日本向けが減少した。品目別では機械電気製品、労働集約型伝統製品、一部の高度化産品の輸出増が加速した。
　関係専門家は、今後の一定期間にも輸出入増加のプレッシャーが大きいものの、海外市場の需要好転や電子商取引、「シルクロード経済帯」、中国企業の海外進出加速、自由貿易区の拡大等の効果により、下半期はある程度の蘇りが望まれるとコメントした。

○大衆富裕層、1500万人を突破か

　フォーブス誌は「2015年中国大衆富裕階層財産白書」を発布し、2015年末に中国大陸部の富裕層人数は1528万人に、個人所有の投資可能な総資産額は114兆5000億元になる

と予測した。同白書が定義した中国大陸部の「大衆富裕層」とは、個人所有の投資可能な資産額が 60 万～600 万元の間にある中堅階層であり、保有資産は現金、貯金、株式、投信、債券、保険及びその他の金融商品、投資目的の不動産等から構成される。主要な財源は賃金・報奨金、企業の利益配当、金融商品の投資利得等による。

調査対象の性別比は男性が 55%、女性が 45%で、総じて均衡性が取れている。年齢層別は 30-49 歳が 60%を超え、その内、30-39 歳の比率は昨年より上昇して 35%を占め、中核的な存在となった。一方、30 歳以下のものは 19%で、その中、起業に成功した若者が少なくない。

<u>○高齢化加速進行、医療保険基金を圧迫</u>

人力及び社会保障部のデータによると、2014 年末に、基本医療保険に加入した在職者数は 2 億 1041 万人で、2009 年に比較して年間平均 5.1%の伸び率だった。一方、退職者数は 7255 万人で、同 5.6%増加してきた。また、在職者と退職者は 74.4 対 25.6 の比率になって、2009 年より退職者の割合が持続上昇したため、医療保険基金は収入減と支出増の傾向が明らかになった。

一部の専門家は「医療保険の不合理な支出を減らし、医療コストの増加をコントロールし、定年退職の年齢を遅くする」提案を発表している。

以上